

◆指定介護予防支援に関する事務取扱Q&A

NO	質問	回答	更新日時
1	3者契約は、必ず使用しないといけないのか。居宅介護支援事業者の判断で、現存の契約書を使用することは可能か。	3者契約は、利用者のサービスの利用状況に応じてスムーズな対応、利用者等の事務の煩雑の解消を目的として活用を推奨しています。 ただし、 <u>必ずしも3者の契約方法を選択する必要はなく、各事業所において使用の有無、時期等を判断することは可能です。</u>	R6.4.2
2	現行の契約方法（2者契約）で締結する場合、「個人情報使用同意書」について、注意すべきことはあるか。	居宅介護支援事業所（指定介護予防支援の指定を受けた事業所に限る。）が、利用者と契約する場合、次の文言を「個人情報使用同意書」に追記する必要があります。 <追記項目> 「地域包括支援センターは、介護予防支援の実施状況の把握を含めた一定の関与が求められているため、個人情報の一部については、利用者の居住する地域を担当する地域包括支援センターへ情報提供します。」	R6.4.2
3	3者契約時、地域包括支援センターは、必ず同行する必要があるのか。	地域包括支援センターの同行は、 <u>居宅介護支援事業所（指定介護予防支援の指定を受けた事業所に限る。以下同じ。）が、初めて利用者と契約する場合のみ必要</u> です。 <取扱の変更> <u>地域包括支援センターから一部委託を受けた居宅介護支援事業所としてケアプランを作成した利用者に対し、新たに指定介護予防支援事業者として契約する場合、地域包括支援センターの同行は不要</u> です。	R6.4.2
4	介護予防支援費等の単価が変更となるが、変更契約する必要はあるか。	単価の変更のみをもって、変更契約を締結する必要はありません。 ただし、利用者に対して通知は必要です。	R6.4.2
5	1.介護予防支援の指定拡大に伴う…の1. 居宅介護支援事業所の事務で言う「新規（初回）」とは。	新規（初回）とは、全く初めて要介護認定の結果、要支援となった人又は要介護から要支援認定を受けた人をいいます。	R6.4.2
6	「個人情報使用同意書」に変更はあるのか。	3者契約する場合においても、現在、法人で使用している同意書を使用してください。 なお、使用する同意書に、宛先（〇〇法人宛）が記載している場合は、宛先に〇〇地域包括支援センターを追記してください。	R6.4.2

◆指定介護予防支援に関する事務取扱Q&A

NO	質問	回答	更新日時
7	契約書の割印は、必要か。	割印の有無は、各法人の判断に委ねます。	R6.4.2
8	契約書記載の営業範囲について、小学校区が例が記載されているが、小学校区で記載しないといけないか。	記入例であるため、居宅介護支援事業所としての通常の実施地域を記載してください。	R6.4.2
9	居宅介護支援事業所（指定介護予防支援の指定を受けた事業所に限る。）は、「要支援認定情報」の提供を依頼できるのか。	「要介護認定関係資料閲覧等申請書（事業者用）」または「兵庫県電子申請共同運営システム」を用いて、介護保険課に提供依頼することができます。 なお、手続きの詳細につきまして、介護保険課から後日通知する予定です。	R6.4.2
10	現在の一部委託契約書を使用する場合、委託料の表示はどのようにしたらよいか。	R6.4～は、市でお示ししている様式の基本部分について、3,890円→3,926円となります。	R6.4.8